

令和7年度
鎌倉市高齢者生活相談員 採用試験受験案内

鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課

この試験は、高齢者の生活相談等に関する相談対応や事務等を行う会計年度任用職員を採用するために行うものです。

1 職名、採用予定人数、職務内容、受験資格

職種	高齢者生活相談員
採用予定人数	1名
職務内容	①高齢者の生活相談に関する相談対応業務 ②高齢者虐待等に関する相談・通報対応業務 ③高齢者福祉サービスや権利擁護に係る事務 ④その他、①から③の職務に付随すること
受験資格	<p>次のア、イの要件を満たす方。 ア 以下の資格及び経験のいずれかをお持ちの方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>1. 社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を有する方(注1) 2. 社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を令和8年3月までに取得見込みの方 3. 介護保険法第 115 条の 46 の地域包括支援センター等での相談支援業務に3年以上 従事した経験を有する方</p></div> <p>イ パソコン操作(ワードによる文書作成・エクセルによる表作成等) が可能な方</p>

(注1)社会福祉法第19条の社会福祉主事の任用資格を有する方について、次の(1)～(3)のいずれかに該当している方を指します。

(1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を含む)において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目のうち、3科目以上を修めて卒業した方。指定科目はホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuho-go/shakai-kaigo-fukushil/shakai-kaigo-fukushi9.html)で確認してください。科目名称が完全に一致していない場合でも、次の①～④のいずれかに該当する場合には受験資格を認めます。

① 科目名称が次の通知の読み替えの範囲に合致する場合

社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読み替えの範囲等についての一部改正について(令和2年3月6日社援発 0306 第 28 号厚生労働省社会・援護局長通知)

- ② 履修科目が指定科目に合致するものとして、国から個別に認定を受けた旨の証明書を大学が発行する場合
 - ③ 社会福祉主任用資格取得を証明する書類を大学が発行する場合
- (2) 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した方
- (3) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する方

※ 次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

- (1) 中学校及び高等学校在学中(卒業見込みを含む)の方
- (2) 地方公務員法第16条の規定に該当する方
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - イ 鎌倉市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2 勤務条件

身分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員
任期	令和8年4月1日から令和9年3月31日までのうち市が指定する期間 但し、令和8年4月1日からの採用が難しい場合は採用時期を調整することも可。(任期の更新については、勤務成績が良好でかつ必要と認められた場合に4回(最長5年度)まで可能です。)
勤務地	鎌倉市役所本庁舎(鎌倉市御成町18番10号) 鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課
勤務日数	月16日
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
勤務時間	原則午前9時～午後5時(休憩1時間を除く) ※ただし、所属長が必要と認めるとき、勤務時間帯が変更になる場合があります。
休暇	年次有給休暇、療養休暇、忌引休暇 等
報酬	日額13,440円 その他、期末勤勉手当の支給あり
通勤に係る費用弁償	自宅から勤務地までが片道2.0km以上である場合に支給 (公共交通機関の場合は実費弁償。自転車等の場合は使用距離に応じた額を支給)
加入保険	雇用保険、厚生年金、健康保険の加入あり その他、公務災害補償の適用あり

3 試験の方法

(1) 選考試験

面接試験を行います。

ア 試験日

令和8年3月2日(月)から3月6日(金)のうち指定する日に実施予定

イ 試験会場

鎌倉市役所(鎌倉市御成町18番10号)または指定の会場

※ 試験日及び試験会場の詳細は、申込後、通知の中でお知らせします。

(2) 合格発表

令和8年3月下旬予定

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、高齢者生活相談員採用候補者名簿に成績順に登載され、令和8年4月1日以降の採用となります。
- (2) 採用候補者名簿登載の有効期限は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。
- (3) 受験資格がないこと又は申込書に記載した内容に虚偽があることが判明した場合、合格又は採用を取り消すことがあります。

5 受験手続

(1) 申込方法

申込は、高齢者いきいき課へ直接の提出又は郵送での受付となります。

なお、郵送の場合、封筒の表面には「高齢者生活相談員採用試験 申込書在中」と朱書きし、裏面に必ず御自身の住所、氏名を明記してください。

(2) 提出書類

以下「ア」から「ウ」について、提出してください。

ア 鎌倉市高齢者生活相談員採用試験申込書

※1 顔写真貼付欄に、最近6月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き、縦4cm×横3cm、無背景)を貼付すること(スナップ写真不可)。

※2 記入は自筆又はパソコンでの作成かどちらかお選びください。自筆の場合は黒か青インクのボールペン書きとしてください(鉛筆不可)。

イ 鎌倉市高齢者生活相談員作文用紙

※ 記入は自筆又はパソコンでの作成かどちらかお選びください。自筆の場合は黒か青インクのボールペン書きとしてください(鉛筆不可)。A4用紙(句読点を含み800字以内)で左から横書きとしてください。

ウ 受験資格における資格証の写し(取得見込みの方は見込み証明書)(該当する方のみ)

(3) 宛先

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課

(4) 受付期間

令和 8 年 2 月 2 日(月)から 16 日(月)まで(当日消印有効)

(5) 面接試験の日程について

鎌倉市高齢者生活相談員採用試験申込書等を提出された方には、受験番号や受験日程についてお知らせする通知を後日郵送します。

6 注意事項

- (1) 「採用試験申込書」は、鎌倉市役所本庁舎受付、鎌倉市役所高齢者いきいき課で配架します。
また、鎌倉市役所ホームページからもダウンロードができます。
- (2) 受験の際提出された書類はお返ししません。
- (3) 試験に関するお問い合わせは下記の連絡先までお願いいたします。

鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課
〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号
電話:0467-61-3899